

令和 5 年度（2023 年度） 事 業 計 画

I 基本方針

令和 4 年度（2022 年度）の事業計画は、「中期経営計画 2022」の最終年度にあたり、(1) 経営基盤の充実への取組み、(2) 組織強化への取組み、(3) 人材（財）の確保、定着・育成と離職防止の取組み、(4) 災害等に対するリスク管理の取組み、(5) 法人全体の将来像策定に向けた取組みを法人共通の基本方針に掲げ、役職員一同で取組みを進めてまいりました。

しかしながら、入所施設では、入院者の増などにより、新規利用者の獲得努力を上回る退去者が出てしてしまい、利用率は大きく低下しました。また、通所施設においても、新型コロナウイルス感染症の影響で利用控えの影響を受けてしまい、大幅な減収となってしまいました。さらに、昨今の物価高騰により事業経費が増大し、一段と厳しい経営状況となってしまった 1 年間でありました。

令和 5 年度（2023 年度）は、介護保険法及び介護報酬の改定年度を迎え、その改定内容を事業運営に反映し、経営成績の改善と職員の待遇改善に努めます。あわせて、『中期経営計画 2025』の初年度として、継続的に安定した経営を目指す施策に取り組み、さらなる飛躍を目指すよう努めます。

一方で、サービスの担い手である人材の確保は依然として厳しい状況にあり、職員の採用に全力を注ぎ、あわせて職員の定着率を高めるために給与等の見直しを始め、ICT 等の利用による業務の軽減に取り組むことにより、「働きやすく・やりがいがあり・続けられる」労働環境の整備を重点目標として実施してまいります。

さらに、利用者の方々に喜んでいただける施設を目指し、弘済ケアセンターのリニューアル工事及び弘済園・弘寿園のリフォーム工事を開始し、利用しやすい設備への改修に取り組んでまいります。また、脱炭素社会を目指す SDGs へ参画し、新館空調設備の更新工事にも取り組み、社会に貢献する施策にも取り組みます。

上記の施策達成に向けて、地域に愛される施設を目指し、利用者及び家族の皆さま、さらに地域の皆さまからも“東京弘済園は明るく親しみやすくなった”と言われるよう、役職員一丸となって邁進する所存です。

II 実施計画

1. 法人共通事項

(1) 経営基盤充実への取組み

福祉サービスを提供する法人として、事業をとりまく環境の変化や今後の社会保障政策等の動向を的確に把握して今後の法人経営へ反映させるとともに、社会福祉法人としての責務を果たし、組織のガバナンスの強化に努める。

また利用率の向上や事業活動費の収支改善に取り組むほか、運営体制及び働き方の見直しを図り経営基盤の充実に努める。

収支状況について、各事業所の定員や稼働状況を常に分析するとともに、介護報酬加算サービスや各補助金申請の再確認を行い、着実な収入確保に努める。支出においては、全職員がコスト意識を共有化し、法人一体となって経費の改善に取り組むこととする。あわせて建物・設備の老朽化が激しい本館（弘済園・弘寿園・弘済ケアセンター）の大規模修繕を計画的に進めるとともに、介護・老人福祉事業の将来構想を見据えた今後のサービスのあり方について、鉄道弘済会との共同プロジェクト及び法人全体で将来像の策定に向けた研究・検討を推進する。

(2) 地域に愛される取組み

利用者から選ばれる法人となるよう、利用者の快適性と満足度（CS）を高めるためハード面の整備（大規模修繕の実施）とソフト面の充実（地域サービスのさらなる追求）を図る。特に新たな事業展開として「訪問介護」の検討及び社会復帰への応援事業等、地域のニーズを的確に把握して事業展開を推進する。

また社会福祉法人の責務である公益活動について、三鷹市及び関連団体、市内の各法人と連携し地域貢献活動の推進に取り組むほか、法人単独で可能な活動についても検討し、地域と共に歩む法人として、地域の福祉増進のために貢献する。これらの活動を通して地域から親しまれ信頼される法人を目指す。

(3) 組織強化への取組み

2019年から施行されている働き方改革法や関係法令改正等について、的確に諸規程・諸規則に反映させコンプライアンスの徹底を図るとともに、業務の見直し等においても部門間の連携を強化し、社会福祉法人としての責務を果たす取り組みを行う。また組織のガバナンスの強化に努め、利用率の向上や事業活動費の収支改善に取り組むほか運営体制及び働き方の見直しを図り施設運営の継続化に努める。

併せて広報活動として、法人の広報誌をさらに充実させ、地域や利用者に配布するとともに、ホームページ、パンフレット、ブログの更新・見直し、SNS等活用し、法人全体としてのイメージ向上を図る。

(4) 将来を担う人材の確保と離職防止への取組み

介護業界における人材不足の中、人材の確保・定着・育成の取り組みを推進するため、現場を担う職員（有志）による職場デザインプロジェクトを継続し、現場職員の立場からの提案を積極的に取り入れ、より実効性のある対策を検討していくこととする。

採用については、各法人（社会福祉法人協力会）との連携強化と併せ関係学校への積極的な採用活動を引き続き行うとともに、SNSの活用、ハローワーク・職業訓練校等との連携を深めつつ、東京都社会福祉協議会等が主催する合同就職説明会へ積極的に参加する。また、外国人採用等による人材確保の検討の深度化を図る。

「働き甲斐のある魅力ある組織づくり」として、管理者、リーダー層及び中堅職員層のマネジメント力の強化や研修の充実を図るとともに、他法人と比較して休日（104日）が少ないことから、現年間総労働時間や要員を極力増やさないよう分析・調査等を行ない「120日以上」を目指すこととする。また現行「人事考課制度」「給与制度」が法人に適しているかの検証・見直しを行ない、確実な人材確保と離職防止策としての歯止め強化を図る。

(5) リスク管理の取組み

事業リスクへの取り組みとして、『虐待対応マニュアル』に基づき適切に対応するよう周知し、従業員教育の充実を図る。また災害時のリスク対策として、入所部門について策定した「災害時におけるBCP（事業継続計画）」対策を通所部門及び保育所に範囲を広げ、さらなる充実と地域との連携強化を図る。あわせて台風等の自然災害への対応や災害時の不足備蓄品の計画的な購入を進めるほか、感染症等に対するリスク管理の強化に努め不審者・犯罪防止対策を推進する。

2. 施設サービス事業部の重点的取組み

【弘済園・弘寿園・弘陽園 共通事項】

(1) 安定経営の継続的な確保

各施設ともに安定した経営に必要な、利用率（96%以上）を確保するため、市外の利用者の確保に努める。

- ① 弘済園では、職員の退職により利用定員を充足することが困難な状況のため、ICTの活用による業務の省力化と職員配置の見直し等により、現職員の負担の軽減を図りながら、職員の確保に努め一定の利用率を確保する対策を講じる。

新規利用者及び待機者を確保するため、毎月の入所選考会において新規利用者候補とした複数の対象者について速やかに面接を行い、可否の判断を迅速に行なう。また、施設パンフレットを作成し、市外の関係機関（地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等）に対しても積極的に広報活動を行い、三鷹市外からの新規利用者の確保につなげる。

- ② 弘寿園では、行政からの措置控えの傾向が顕著にみられるため、広報活動等により行政への働きかけを積極的に行う。また、利用者の在園期間が延びるように、介護予防活動を工夫し、身体状況の維持に努める。
- ③ 弘陽園では、近隣のサービス付高齢者住宅や有料老人ホームとの比較から待機者の減少が見られることから、利用者紹介サービスの活用と地域包括支援センターや近隣居宅介護支援事業所への働きかけ、ホームページへの空き状況の掲載をするなど、広報活動の充実を図る。また、サービス内容を工夫し、それを施設の魅力としてPRする。

(2) 環境整備

- ① 職員不足により職員が疲弊しモチベーションが低下しないよう、Wi-Fi環境の整備と通信環境を整え、見守りセンサーやカメラの導入を促進し、排せつリズムの把握、コール対応の優先順位の見極め等、夜勤時等の負担軽減と、転倒・転落等による事故の予防と、事故発生状況等を正確に把握し、再発防止に役立てる。
- ② 職員の確保と離職防止及び利用者には選ばれる施設となることを目標に、効果的な大規模修繕の検討を行い、働きやすい職場環境の整備を図る。
- ③ 介護、その他周辺業務について3M（無理・無駄・ムラ）の状態を見極め、5S活動（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）について学びを深め、仕事の見直しに取り組む。

(1) ケアの管理体制（事故防止）の充実

- ① 介助ごとの様子観察を適切に行い、利用者の受傷等の異変を発見した時の適正な記録と報告の徹底に努め、医療職とも連携したうえでその受傷等が出来た原因について速やかに調査、検証を行い、介護事故によるものか不適切ケアによるものか、その原因や状況を分析することで、事故につながらない対策がとれるようにする。
- ② 業務の効率化が結果的に雑な介護にならないよう、丁寧な介護を心掛け事故防止に努める。
- ③ 事故の原因等を早期に検証し、安全な介護業務と事故防止対策に活用するため、見守りカメラの設置を検討し導入する。

(2) 家族とのつながり

コロナ禍では、従来通りの家族会や交流会を行えない状況にあったが、家族会は会場とオンライン参加のハイブリット方式で実施し、家族交流会は、利用者・家族・職員相互の親睦を深める機会とすることを目的としており、コロナ感染の状況を見ながら、可能であれば実施できるよう検討する。

また、ホームページのブログの細やかな更新と広報誌、ユーチューブなどを通じて、日常生活の様子と情報の発信を行うなど、日頃から利用者のご様子をご家族に伝えられるよう工夫する。

(3) 余暇活動の充実

コロナ禍で中止していた外出活動やボランティア講師等によるクラブ活動・外部ボランティアによる演奏会などは、感染対策を十分に行いながら、再開に向けた検討を行う。

また、室内でも楽しみのある生活を送っていただけるよう、オンラインでの行事やレク活動や個別、グループ活動など、余暇の充実が図れるよう創意工夫する。

(4) 看取り介護の充実

終末期に近づいている利用者を把握し、配置医から家族に現状の説明をしていただく機会を設け、本人あるいは家族の希望に沿った看取りプランを多職種が協働で作成し、ケアを実施する。

看取り後は、家族と職員からアンケートを実施し、可能であれば家族にも参加していただき、デスカンファレンスを開催し、今後の看取りの充実を図る。

コロナ禍にあっても、家族等が居心地の良い環境の中で気兼ねなく面会できるような配慮が行えるよう、住み慣れたフロアに個室を設ける。

看取り介護後は「家族アンケート」、部署ごとの振り返りを行い、それを踏まえて多職種によるカンファレンスを開催し、今後の実践に反映させる。

(5) 地域・関係機関への情報発信

地域に選ばれる施設を目指し、利用者家族や地域への情報発信を充実させるため、法人の広報誌の他に、施設から定期的な広報誌の発行に努め、ホームページ内のブログを細目にアップしていく。また、就職活動をしている人達にも興味関心をもってもらえる内容となるよう工夫して行く。動画配信による情報発信、広報活動についても検討して行く。

(6) 短期入所生活介護の存続

明確なマンパワー不足のため、受け入れ人数を制限せざるを得ない状況にあるが、弘済園を利用したいとの地域の利用ニーズが多いことから、職員の充足状況をみながら、受け入れ人数の回復に努める。

【養護老人ホーム弘寿園】

利用定員50名

(1) 感染症対策

共用部の消毒、入居者への感染予防の啓発、職員の感染症対策の徹底により、感染症の発生予防に努める。また、感染症発生時にスムーズに対応できるように、マニュアルの見直し及び職員への研修や訓練を行う。

(2) 生活の質の向上と精神面の安定

デイサービスへの通所、お手伝い等自己の有用感を養える機会の確保、行事、レクリエーションやクラブ活動の実施、ご家族との交流等により、余暇の充実と精神面の安定を図っていく。

公共交通機関を利用して通うデイケアや作業所への通所、利用者と密に接する訪問リハビリや訪問マッサージの利用、近隣以外への外出や外泊は、コロナ対策で制限をしていたが、長引く制限によりストレスを抱えている状況がみられるため、感染状況を見ながら徐々に再開の検討を行い、感染対策を行ったうえで通常の生活に戻していく。

精神科等の医療機関との連携も継続して情報共有を行っていく。

(3) 身体機能の維持・向上

身体機能の維持、向上が図れるように、デイサービスでのリハビリの実施、施設内での体操の実施、園庭への散歩や室内歩行の働きかけを行っていく。

コロナ禍で中止していた訪問リハビリや外部の方に来ていただき実施していた健康体操等も再開を検討していく。

(4) 職員の資質、意欲の向上及び利用者の安全対策への取組み

職員のスキルアップシート、虐待防止委員会等各種委員会活動の実施により、職員の質や意欲の向上に努める。また、事故発生時に行うミーティングにより、利用者の安全や事故の再発防止に努めていく。

(5) 身寄りのない方、家族の協力を得られない方への支援

本人や自治体と相談し、必要に応じて終活に関する手続きや後見人申請の支援を行う。

【ケアハウス 弘陽園】 利用定員 60名（一般型20名・介護型40名）

[一般型・介護型共通]

(1) 業務のデジタル化の推進

令和4年度から検討しているWi-Fi環境が令和5年度整備されることから、夜勤業務の効率化による職員の負担軽減及び徘徊、転倒防止などの安全対策を図るため、検討してきた生体・離床センサーによる見守り機器等などの導入を行う。また、将来的にはナースコール設備の更新も見据え、弘陽園に適したICTについて検討する。寄贈のPC・タブレットの活用も図る。

(2) 介護予防と生活の質の向上

長引くコロナ対応に伴い利用者の心身の機能低下が目立つことから利用者の機能の維持と、生活の質が低下することがないように工夫を行う。具体的には、一般型では、園内活動の充実や、自己の有用感を感じられるような機会をつくる。介護型では、YouTubeを活用した生活場面でのリハビリや運動の機会を増やすことで機能の維持を図り、レクリエーションを通して楽しみの機会を増やす。

また、家族・後見人には園内での様子を伝え、面会方法を工夫して、利用者との交流できる機会を働きかける。地域交流は、感染症対策を工夫し、できる限り同敷地内の保育所をはじめ、地域の学校の生徒やボランティアとの交流を推進し、利用者の楽しみのひとつとして提供できるよう努める。

(3) アドバンス・ケア・プランニング（ACP）の積極的取組み

看取り期を本人や家族が満足いく形で過ごせるよう、看取り期に入る前から、担当者会議や居室訪問などを活用し、ご本人やご家族の意向を確認し、職員とともに話し合える実践を行う。

[介護型]

(1) ユニットケアの実践による個別ケアの充実

人材不足の中、個別性の高いケアが実現できるよう看護・介護職の業務の分析、効率化を検討し、利用者が豊かに過ごせる時間を増やす。利用者の希望を大切にしてユニット独自の取り組みを発展させる。

(2) 重度化に対応した職員のスキルアップ

人材確保のため、無資格未経験者の入職も予想されることから、新人の教育プログラムを一新する。また以前から在職する職員に対しても、利用者が重度化していることから、看取りケアを含め介護技術全体に関してスキルアップを図り個別性の高い支援を行う。特に、長年の課題になっている排泄ケアの向上についての取り組みを積極的に行う。また、令和3年度から開始したLIFEの勉強会も引き続き行い、PDCAサイクルが好循環するよう努める。併せて、ひとりで動くことが多い職場なので、介護技術の動画の活用や、指導職員と共に業務をチェックするOJTを通して技術の向上を図る。

[一般型]

(1) 介護予防活動の充実

新型コロナウイルス感染症が5類に移行するのに伴い、この3年続けてきたオンライン体操は終了し、新たに、令和4年に購入したディスプレイを活用とした介護予防の活動に力を入れる。また、一般型利用者は、外出の機会も多いため、引き続き利用者自身が感染症対策に意識して取り組めるよう啓発活動に力を入れる。

(2) 外部サービスや保証人との連携強化

要支援及び要介護1以上で介護型を待機する利用者が常にいらっしゃる中で、よりニーズの把握に努め、介護支援専門員や保証人と連携をしながら、積極的に外部サービスや福祉用具の活用を図るとともに、介護型への移行時期を検討する。

3. 地域サービス事業部の重点的取組み

【弘済ケアセンター・三鷹市高齢者センターけやき苑 共通事項】

(1) 通所介護事業における利用数増加のために

次項目以下に挙げる計画に確実に取り組むことで、当法人の通所サービスの質の高さ、個別性・専門性の高さ、サービスメニューの豊富さにおいて他事業者との差別化を図り、三鷹市や市内の居宅介護支援事業者、地域住民からの信頼を得る。

(2) 様々なニーズに対応可能とするために

保険外の付帯的なサービスについてよく検討し、可能なものは積極的に導入して様々なニーズに応えられる施設を目指す。

(3) 介護予防日常生活支援総合事業の充実のために

三鷹市による介護予防日常生活支援総合事業の在り方についての協議に積極的に介入し、三鷹市の当事業の充実に貢献する。当事業について、三鷹市は見直しを検討しており、意見交換などを実施している。当法人としてもその協議に積極的に介入し、市民にとって、また事業者にとってより良い事業となるよう提案を行っていく。

また、介護予防日常生活支援総合事業通所型で提供されるサービスは事業者によって様々であり、当法人ならではの特色が必要であり、独自のプログラムを検討し、実施する。

(4) 認知症対応型通所介護に対する理解の促進

認知症対応型通所介護の目的・対象者・支援効果について、市民や介護支援専門員の理解を促す。

(5) 居宅介護支援事業の拡充

三鷹市内の介護支援専門員不足による市民の不利益を最小限に食い止める役割を、法人として積極的に担っていく。

そして、そのためには専任の介護支援専門員を一人でも多く配置し、質の高いケアマネジメントを提供していく。また、特定事業所加算を算定できる体制を作り、事業所としての増収を図る。

(6) 地域包括支援センター事業の充実

多岐にわたる業務全てにおいて高い水準で全うし、また政策提言を積極的に行い、地域包括ケアシステム構築の拠点として市内高齢者の安全・安心・幸福の実現に寄与する。

(7) 新規事業の検討

法人のみらいプロジェクト等と連動しながら、地域の潜在的なニーズを探り、それに応えられる事業を模索する。

(8) 災害・感染症対策の強化とBCPの策定

これまでの災害・感染症対策に加え、BCPを策定し、その全職員への周知や実施訓練などを行い、事業を可能な限り継続し、災害や感染症蔓延時下においても、最大限に利用者の生活を守れるよう、準備を怠らない。

(9) 苦情・事故対策の強化と、虐待防止の取組み

日々の「ヒヤリハット・事故報告」から得られる具体的な対策方法を常にアップデートし、実施していく。また、虐待に関する正しい知識を身に付け、防止を心掛けるとともに、いざ虐待が疑われる事案が生じたときには遅延なく報告が行われ、虐待防止委員会の開催へと速やかにつながられる意識を持つ。

(10) 地域福祉推進のための協力

東京都社会福祉協議会高齢者福祉施設協議会、事業者連絡協議会、地域ケアネットワーク、介護認定審査会、高齢者総合調整会議、在宅医療・介護連携推進協議会等の市、社会福祉協議会、住民協議会の主催する地域福祉活動推進の場に、積極的に参加・協力する。

(11) 2センターの協力体制の強化

2センターの主任会、所長会、全体会などを定期的に行いながらお互いの課題等を共有し、協力体制を構築することで、ともに成長していく。

(12) 専門職の育成

専門職を法人内で育成し、事業継続の根幹となる職種を安定的に賄える体制を構築する。

また、専門職養成実習を積極的に受け入れ、その指導経験による職員の成長を図るとともに、各専門職の養成校との関係を強化し、将来の職員確保につなげる。

(13) 職員のモチベーションと向上心の向上のために

職員が自らの実践を所内・部内に発表する機会を設ける事で、誇りと喜び、向上心を持って仕事の質の向上に取り組める事を目指す。

【弘済ケアセンター】

利用定員 52名

(1) 大規模修繕工事、備品・設備の更新

将来の本格的な建替えまでの間、良質なサービス利用環境と職場環境を維持するため、修繕工事、設備更新を実施する。また、入浴設備を新設し、令和6年度

の入浴サービス再開を目指す。

(2) 入浴サービス再開の準備

必要な人員配置を早めに行い、入浴サービスの実施方法、利用者全体の一日の滞在スケジュールや職員の動きなどをシミュレーションし、あわせて必要な物品の手配やタオルなどのリース契約など、円滑に行う。

(3) 三鷹市の委託事業

「給食サービス」は、市内のボランティアグループによるサービスが縮小あるいは活動中止になっていく傾向があり、市民へのサービス継続のためには社会福祉法人として弘済ケアセンターが担うべき役割は大きくなっている。食数の拡大やそれに伴う便数の増便、新たな拠点の創設（けやき苑）などを三鷹市と協議をしていく。また、好評をいただいている弁当の質を維持していくために、食事サービス課とも必要に応じて協議を行う。

「高齢者・障がい者言語リハビリテーション事業」については、通所介護併用の利用者に対しては言語聴覚士と通所介護担当者との連携を密にし、個別機能訓練計画書の作成や家庭訪問を行う。また当事業単独の利用者についても、通所介護の相談員と連携しながら支援を行っていく。

「一般介護予防フレイル予防事業」については、その在り方について三鷹市健康推進課では再検討に入っており、その動向を注視しながら、事業の発展的展開に向けて協議を重ねていく。

「うごこっと体操チャレンジトレーニング」については、自主グループ化など、一定の成果を上げながら、今後については課題も多いため、健康推進課との定期的な意見交換会において解決を図るべく、積極的な提案をしていく。

「三鷹市介護事業者地域連携推進モデル事業」については、3ヵ年のモデル事業の最終年に当たり、モデル事業終了後の展開について三鷹市と協議し、三鷹市未来事業のあり方を検討する

【三鷹市高齢者センターけやき苑】

利用定員 62名

(1) 指定管理の継続

指定管理の更新の年に当たり、けやき苑の事業運営全体を通して、三鷹市高齢者センターとしての価値を高め、市民にとって無くてはならない唯一無二の存在となる事で、三鷹市が市民のニーズとして三鷹市高齢者センター事業を継続させ、かつ当法人が指定管理者を継続することを目指す。

(2) 独自サービスの充実で市民のニーズに応える

ランチサービスをより発展させ、例えば地域の子どもや若年層にも活用してもらうなど、市民のニーズにこれまで以上に応えるあり方を模索し、実践する。これにより、介護の担い手世代の前世代の住民ともつながり、地域の将来の介護環境の改善を目指す。

さらに地域サービスデーを再開し、普段けやき苑に訪れることのない様々な世代の住民が集う機会を提供する。

【三鷹市東部地域包括支援センター・三鷹市西部地域包括支援センター】

(1) 総合相談・支援

ワンストップサービスの拠点として、相談窓口機能を継続する。地域支援連絡会の開催や住民活動の場への参加を通じて、関係者・団体等とのネットワークを構築する。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、見守り活動や支え合い活動、高齢者が集う場等との連携、高齢者宅への戸別訪問等を通じて、担当圏域の実態を把握する。

あんしんキーホルダーについて、普及・利用啓発・対応体制の整備に努め、効果的な運用・効果を検証する。

対象者を中心に家族を含めた重層的な支援につながるよう介護者支援制度の周知、相談支援の充実により、介護者が就労している場合のケアマネジメントの視点を共有する機会を設ける。

(2) 権利擁護

高齢者に対する虐待の防止及びその早期発見、その他高齢者の権利擁護のため必要な活動を行う。権利擁護センターみたか、消費者活動センター、三鷹警察署、三鷹市生活・就労支援窓口等とのさらなる連携強化を図る。

サービス提供事業や民生委員等の地域の関係者への高齢者虐待、権利擁護に関する啓発をさらに強化する。三鷹市及び地域包括支援センター職員を対象とした権利擁護全般に関する研修等の企画により、資質の向上を図る。

(3) 介護予防ケアマネジメント

サービス担当者会議への出席等により、介護予防マネジメントの質を担保する。みたかふれあい支援員の活用をはじめ、介護予防・日常生活支援総合事業について、課題の整理や課題解決に向けた体制整備を市と共に検討する。居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して、自立支援に資するケアマネジメントや社会資源に関する情報提供、研修を実施する。

地域の実情に応じて、住民が主体的に取り組める介護予防活動について、市と共に啓発活動に取り組む。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント

包括的・継続的ケアマネジメント実践力を養うため、地域の各種専門職のニーズに応じた研修・事例検討・情報提供等を、ケア専門職交流会や地域包括ケア会議の場を活用して行う。支援の困難な事例について、支援チーム全体のサポートやチームの一員として介護支援専門員を支援し、連携体制を構築する。

居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員同士や介護支援専門員とのネットワークの強化を支援する。

(5) 地域包括ケア会議の充実

第1層の地域包括ケア会議においては、困難事例、多職種連携による介護予防、自立支援に向けた会議等開催目的、対象者選定、会議運営について検証し、会議後のモニタリングの方法について、市と共に検討する。

日常生活圏域・担当地区全域の第2層地域包括ケア会議を地域支援連絡会と一体的に開催し、課題抽出シートを活用して地域課題を整理・抽出する。取りまとめの会において、市全域に共通する課題について市に提言し、政策形成の一翼を担う。

(6) 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療と介護の連携に関する地域課題の抽出と対応策の検討を行うため、三鷹市が設置している「三鷹市在宅医療・介護連携推進協議会」及び「検討部会」に協力する。「連携窓口みたか」と連携し、在宅医療・介護連携に関する相談支援体制や、切れ目なく在宅医療と介護が提供される体制の構築に取り組む。また、医療・介護関係者の研修を実施するとともに、地域住民への普及啓発に努める。

(7) 生活支援サービスの体制整備

社会福祉協議会の生活支援コーディネーターと連携し、高齢者の在宅生活を支えるため、地域の実情に合った多様な日常生活上の資源（地域資源）の開発、支援ニーズとのマッチングに努める。

地域社会資源データベースシステム「三鷹かよおっと」の内容の拡充、効果的な運用について取り組む。

地域住民の運営する心身機能の維持向上、対人交流を目的とした「通いの場」について、啓発・体制整備を検討する。三鷹市のオリジナル介護予防体操である「うごこっと体操」に取り組む場の立ち上げ、地域住民による自主的な運営を支援する。在宅医療と介護の連携に関する地域課題の抽出と対応策の検討を

行うため、三鷹市が設置している「三鷹市在宅医療・介護連携推進協議会」及び「検討部会」に協力する。「連携窓口みたか」と連携し、在宅医療・介護連携に関する相談支援体制や、切れ目なく在宅医療と介護が提供される体制の構築に取り組む。また、医療・介護関係者の研修を実施するとともに、地域住民への普及啓発に努める。

(8) 認知症施策の推進

「認知症にやさしいまち三鷹の推進」の一環として、市と共催で、市民向けの認知症に関する啓発活動やイベントを開催する。地域の各種団体や住民に対して、認知症サポーター養成講座の開催を積極的に働きかける。また、みたかキッズサポーター養成講座や修了者向けフォローアップ講座・活動の場についても継続する。認知症ケアパスの普及を図る。

「認知症アウトリーチチーム派遣事業」「認知症初期集中支援推進事業」を活用し、在宅の認知症状を有する高齢者の早期発見から、必要な医療・介護サービス利用による在宅生活体制の構築が、円滑に進められるよう努める。必要に応じて物忘れ相談シートを活用、「三鷹市認知症地域支援ネットワーク会議」への参加を継続する。

(9) 介護予防支援

要支援認定者及び「介護予防・日常生活支援総合事業」対象者の適正な把握に努め、相談から介護予防支援を経て、地域資源の利用を継続的に支援する。介護予防支援業務に係る居宅介護支援事業所への委託を推進し、包括的支援業務に取り組む時間を確保する。

(10) 共生社会の実現を見据えた取組み

地域住民や地域の機関が世代や分野を超えてつながり、「地域共生社会」の実現を見据え、関係機関や関係団体等の相互理解、連携強化に努める。

(11) 災害時対応の準備

「避難行動要支援者名簿の提供に係る協定」の締結に伴い、関係機関、関係団体等連携して、名簿の有効活用、災害時におけるセンターの役割について検討を進める。

(12) 東部地域包括支援センター独自の活動

「地域ケアネット東部」への参加・協力を継続し、担当圏域内の関係者や団体とのネットワークの構築に努める。地域住民を対象とした「東京弘済園まつり」においては、地域包括支援センターの周知を図ると同時に、福祉セミナーや相談コーナーにて地域への啓発を行う。

また、UR牟礼団地との情報交換会の継続、マンションの管理組合との交流

会企画など、個別の地域への働きかけや支援者との連携の充実を図り、地域課題の抽出と具体的な取り組みの模索に努め、広報誌「じもしる」の発行により、地域資源の情報提供と、資源間のネットワークを構築する。

(13) 西部地域包括支援センター独自の活動

「地域ケアネットにしみたか」への参加・協力を継続し、担当圏域内の関係者や団体とのネットワークの構築に努める。様々な、活動の立ち上げに際して、担い手の発見、マッチングや組織化に着手していく。

地域住民を対象とした「地域サービスデー」においては、圏域内でのサロン、出張相談や体操教室等の独自の地域での活動を継続する。いのじん保健室・いのじんセミナーを通じて、圏域内の相談・連携体制の拡充を図る。認知症当事者の方やその介護者の方々が、交流しながら地域参加する場の仕組み（チームオレンジ）に協力し、資源開発に取り組む。

また、広報誌「いのじん」の取材、発行により、住民や住民組織とのつながるきっかけをつくり、社会資源の把握、開発、マッチングに取り組む。

4. 保育事業部門の重点的取組み

【弘済保育所（おひさま保育園）】

利用定員 68名

(1) 高齢者施設との世代間交流

高齢者施設に併設された特色を生かし、継続的に世代間交流を図る。

(2) 地域子育て支援

一時預かり事業や子育て支援事業等を通じて地域との交流を図る。

(3) こどもの人権を尊重した保育

保育現場における、子どもの人権に対する配慮を欠いた不適切保育等の防止策として、研修の受講及び自己チェックリストを通じて、保育者の人権意識向上に努める。

(4) 保育の資質向上

保育内容の改善や保育者等の役割分担の見直しに取り組むとともに、それぞれの職務内容等に応じて、保育者が必要な知識及び技能を身につけられるよう、各種の研修を受講し資質向上に努める。

(5) 事故防止対策の強化

ヒヤリハットの情報共有を常に行い、重大事故を誘発させない環境整備を整え再発防止に努める。また、保育所生活全てに危険が隠れていることを、保育者一人ひとりが認識し、普段の保育のあらゆる場面でリスクを頭の中に描き、子どもたちの危険を回避するための保育に努める。

(6) 新しい生活様式への対応

コロナ禍にあって引き続き感染防止に努めるとともに、一人ひとりに寄り添った保育所独自の保育行事、地域交流及び育児支援について具体化し実践するとともに、保護者や地域に向けて発信を図る。

5. 食事サービス課及び総務課の重点的取組み

【食事サービス課】

(1) 栄養ケアプランの作成と栄養改善

栄養ケアプランを作成するにあたり、医師・看護師・担当ケアワーカーと相談し実際の喫食状況も把握し、利用者の身体状況に応じた栄養プランを作成する。栄養プランに沿った栄養補給を検討し、栄養改善に努める。

(2) 感染症対策の強化

利用者が安全に食事ができるように各施設と連携を取り、感染症対策を強化し蔓延防止に努める。

(3) 良質なサービスの提供

他職種と連携を取りながら、お楽しみ食や行事食の充実により、楽しめる食事の検討・実施をしていく。

【総務課】

(1) システム全般の改善による業務の効率化及び設備管理体制の整備

給与・経営等のシステム全般の改善により効率的な事務作業を推進するとともに業務見直し等により部門間の連携強化に努める。あわせて施設管理体制の整備をさらに推進する。

(2) 関係法改正への対応

法改正、制度改正、監査・実地指導に対応するため、日頃の環境整備と実施時の迅速な対応を強化し、諸規程等の見直し及び制定により法令順守を推進する。

(3) 財務規律の強化

監査法人による助言指導に基づき、新会計基準に沿った財務運営を推進する。

(4) 実習生・ボランティアの受入の強化

今後の高齢社会を担う社会福祉専門職の後継者育成をめざし、また社会的責務として、社会福祉士・介護福祉士・作業療法士・看護師・保育士等の各大学・短期大学・専門学校・養成校からの学生受入れを積極的に行う。

また、ボランティアの募集・育成を通じて、利用者の生活をより豊かにするとともに、地域に貢献していく。